

逗子市都市公園条例の一部改正（案） **に関する意見を募集します。**

逗子市では、池子の森自然公園の有料の公園施設に駐車場を追加するとともに、その使用料等の設定を行うための、逗子市都市公園条例の一部改正を検討しています。

つきましては、一部改正(案)の骨子を作成しましたので、広く皆様の意見を募集いたします。

◆募集期間

平成28年6月21日（火）から平成28年7月20日（水）まで（必着）

◆閲覧場所（この資料は、以下の施設でも見る事ができます）

文化スポーツ課、緑政課、情報公開課、市民交流センター、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館

*市ホームページでも閲覧できます。「逗子 パブコメ」と検索ください。

◆意見提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「逗子市都市公園条例の一部改正（案）に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、ファクシミリ・郵送等で、又は直接文化スポーツ課へ提出してください。Eメールでの提出も可能ですが、その場合はファイルは添付せずに、直接メール本文に記載ください。

◆その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先

逗子市 市民協働部文化スポーツ課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

TEL：046-873-1111（内線582） FAX：046-873-4520

E-mail：bunkasports@city.zushi.kanagawa.jp

逗子市都市公園条例の一部改正（案）の骨子

（池子の森自然公園内の有料の公園施設に関すること）

■有料の公園施設の追加

「池子の森自然公園」の有料の公園施設に「駐車場」を追加する。

都市公園の 名称	有料の公園施設の種類	休場日	開場時間
池子の森 自然公園	400 メートル トラック テニスコート 野球場（大） 野球場（小） <u>駐車場</u>	（１） 毎月最終月曜日。この日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の平日。ただし、12 月の最終月曜日が25日から27日までに当たる場合は、当該日は開場する。 （２） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで。 ただし、400 メートルトラックの個人使用については午前 9 時から日没まで、駐車場の使用については、午前 8 時 45 分から午後 9 時 15 分まで

■使用料

「池子の森自然公園」の有料の公園施設の使用料に、「駐車場」の使用料を追加する。

公園名	施設の種類	単位	金額	備考
池子の森 自然公園	駐車場	1 時間以内（ただし 30 分以内は無料とする。）	100 円	上限額は、駐車 1 回につき 1 日 600 円までとする。（1 日とは、午前 0 時から午後 12 時までを単位とする期間をいう。）
		1 時間を超える場合	30 分ごと（30 分未満の端数の時間は 30 分とする。）に 50 円を加算する。	

■その他

・ 条例案の施行予定時期 平成 28 年 12 月 1 日（木）